

用語集

	用語	解説
さ行	3（サン）・ライト運動	<p>夕暮れ時から夜間に掛けて多発している歩行者の道路横断中の事故抑止を重点とし、3つのライトを推進し、交通事故を抑止する運動です。</p> <p>①ライト（前照灯）：薄暗くなってきたら早めのライト点灯と、下向き・上向きのおまめな切替えを心掛ける。</p> <p>②ライト・アップ（目立つ）：歩行者・自転車は、反射材、LEDライト等の活用や明るい色の服装によって自分を目立たせる。</p> <p>③ライト（右）：運転者は右からの横断者にも注意。</p>
	視線誘導標	車道の側方に沿って道路線形等を明示し、運転者の視線誘導を行う施設のことで。
	衝突被害軽減ブレーキ	国土交通省によって定められた一定の性能規格を持つ自動ブレーキであり、歩行者の飛び出しなどでドライバーがブレーキが遅れた場合でも、衝突を察知し車が自動的にブレーキを操作し、衝突前に停止、あるいは減速させる先進的なブレーキ装置です。
	（交通安全）シルバーリーダー	高齢者の交通事故防止のために地域において主導的な役割を担う交通安全リーダーのことで。
	ゼブラ・ストップ活動	<p>運転者に対して横断歩道等における歩行者等の優先義務を周知徹底させることにより、横断歩道上における歩行者等の保護を強化することを目的としており、横断歩道の和製英語であるゼブラゾーンの「ゼブラ」に掛けて、次の項目をドライバーに意識させるものです。</p> <p>①ゼ「前方」：前をよく見て安全運転、横断歩道を発見したら、その周りに歩行者等がないか十分に注意する。</p> <p>②ブ「ブレーキ」：横断歩道の手前では、「ブレーキ」操作で安全確認し、渡ろうとする歩行者等がいるかもしれない場合は横断歩道の手前で止まれる速度で進む。</p> <p>③ラ「ライト」：3（サン）・ライト運動で道路横断中の交通事故防止。</p> <p>④ストップ：横断する歩行者等がいたら、必ず一時停止（ストップ）で交通事故をストップ。</p>
た行	ちばサイクルール	<p>内閣府で制定した「自転車安全利用五則」に千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成28年千葉県条例第58号）の内容を盛り込んだ千葉県独自の自転車安全利用ルールです。</p> <p>【自転車に乗る前のルール】</p> <p>①自転車保険に入ろう ②点検整備をしよう ③反射器材を付けよう ④ヘルメットをかぶろう ⑤飲酒運転はやめよう</p> <p>【自転車に乗るときのルール】</p> <p>①車道の左側を走ろう ②歩いている人を優先しよう ③ながら運転はやめよう ④交差点では安全確認しよう ⑤夕方からライトをつけよう</p>
	TSマーク	<p>自転車安全整備店の自転車安全整備士が点検整備し、道路交通法に規定する普通自転車であることを確認して貼付するマーク。傷害保険及び賠償責任保険が附帯されています。</p> <p>※TS：Traffic Safety</p>

	用語	解説
た行	都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心して安全な生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づいて都市計画決定された道路です。
	ドット線	交通の安全と円滑を図るために設置する路面標示の一つであり、信号機のない交差点等において、車道外側線等を破線（ドット線）で延長し、交差点の存在や車両の通行部分を明示する路面標示です。 なお、交差点の優先関係を示すものではありません。
は行	ハンドルキーパー運動	飲酒した人にハンドルを握らせないため、自動車で飲食店などに行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届ける運動です。
	踏切安全通行カルテ	踏切の現状を「見える化」しつつ、今後の対策方針等を取りまとめたものであり、今後の対策の実施に当たっての基礎になるものです。